

保険医療機関新規個別指導（管理者交代）報告書

佐久間耳鼻咽喉科 出席者：院長 佐久間伸二 事務 1 名

日時：令和 6 年 9 月 11 日(水) 13:00～14:00

場所：岐阜県庁議会議事堂 1 階第 1 会議室 2

指導： 厚生局岐阜事務所 神原保険指導医

荒川保険指導医

武田係長

県国民健康保険課 石村医療指導監査医

久保田指導員

立会：村木（岐阜市医師会）近藤（県医師会）

令和 6 年 3・4 月 10 例

診療に係る事項

[返還]

- ・睡眠時無呼吸症候群 CPAP 療法 遠隔モニタリング加算の算定
情報通信機器を備えた機器を用いて患者情報の遠隔モニタリングを行う
1 月外来診療→2 月・3 月遠隔モニタリング→4 月外来診療時に遠隔モニタリング加算
を算定 遠隔モニタリング加算施設基準の届出あり
→算定不可 オンライン診療の体制なく、施設基準の届出がされていない 2 例

[指摘]

- ・主病名をつける
- ・診療情報提供書：空白の項目あり、必ず記載すること
- ・突発性難聴等のステロイド治療：HBs 抗原・HBs 抗体・HBc 抗体の同時算定の必要性
→日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会のステロイド治療における B 型肝炎ウイルス再活性化防止に関する指針（第 2 版）：ステロイド投与と同時に 3 項の目の検査を行う。

事務に係る事項

- 電子カルテ医師のみ使用 紙カルテ併用 ID 設定医師のみ
→電子カルテのみになった場合、職員の ID も設定すること

保険医療機関新規（新規） 立会報告

日 時：R6年9月11日（水）13：00～14：00

場 所：県議会議事堂1階第1会議室1

指導者：厚生局岐阜事務所 森指導医療官

杉谷保険指導医、棚橋医療指導監察官

立会者：若園 明裕（もとす医師会）

佐竹 真一（県医師会）

あおば眼科クリニック（もとす医師会）管理者名 小澤 憲司先生

R6年3月、4月診療分から指導

カルテ記載確認、画像確認

水晶体再建術 手術同意書、手術録確認

短期滞在手術基本料1 寝具の確認 翌日来院させる 要件OK

診療情報提供書 内容確認

眼痛 ぶどう膜炎 採血施行も項目がやや多い ヘルペス

講評

大きな指摘事項なし

保険医療機関新規個別指導 立会報告

日 時：令和6年9月11日（水）14：10～15：15

場 所：岐阜県庁1階第1会議室1

指導者：厚生局岐阜事務所 森指導医療官、杉谷指導医

事務官：棚橋

国民健康保険課 事務官：福永

立会者：森藤加茂医師会理事、加川（県医師会）

いど眼科（加茂医師会） 管理者名 井戸 忠美先生（眼科）、事務一名

調査結果：令和6年3月～令和6年4月の10件（森先生10件、+杉谷先生に確認）

移転に伴う新規個別指導、1998年開業、2023年8月に移転

主病確認・転帰の記載を、白内障手術前に細菌培養検査を行う理由（術後感染を防ぐため）、蛍光色素検査（涙嚢炎がないことの確認）、ミノマイシン投与（術後感染予防・アナフィラキシーが起きにくい）、ソリタT1・血管確保、伝達麻酔・麻酔の説明同意書がない・手術に同意しても麻酔に関して同意をしたことにはならない・麻酔と手術は別、短期滞在手術等基本料・正看がその場に必要・3日間は1時間以内に患者さんが来院出来ること、寝具はあるか・一応入院なので泊まれる用意が必要、手術・処置・検査結果のカルテへの記載を確認、乳児の先天性鼻涙管閉塞症・結膜炎が小児科でよくならないため来院・涙管の閉塞を認めブジーを入れて閉鎖を除去・生食にて通過を確認（閉塞開放術は手術の範疇に入り、承諾書が必要、自然治癒することもあるが早く治したいという希望あり手術施行）、角膜異物除去術・手術であり承諾書が必要、右眼網膜動脈閉塞症・網膜に浮腫を認め光凝固術施行・説明書同意書確認、顔面神経麻痺・ボトックス・眼の周り4ヶ所+口の周り4カ所・32.5単位・メーカーの同意書でとっている、右網膜動脈閉塞症・白斑出現し中部国際医療センターに紹介・診療情報提供書の家族歴・既往歴に記載なし・空欄が内容に記載を、左眼瞼下垂・診断根拠は・夜になると降りてくる・脳外神内にて異常なし・MGなし・眼瞼の皮膚のたるみあり・左側のみ切除・前後の写真は？・視野狭窄があり美容目的でないことを確認

今回の指摘事項及び講評 すべて指摘

- 短期滞在手術等基本料の同意書の様式が、別紙様式8：短期滞在手術等同意書を参考にした様式を満たしていない。麻酔に関する承諾書が抜けている。
- 顔面けいれんのボトックス処置範囲がわかるようにカルテに記載を。
（同意書はボトックスの業者のものを使用している）
- 診療情報提供書：空欄がある、全て記載を
- 事務：届出の掲示が行われていない。→井戸先生が掲示は行われていることを説明。
保険外の費用の掲示を
スタッフ間でパスワード・ID等の共用しないこと
ガイドラインは現在6.3（5.2に準拠している）
個人情報保護の職員研修を行うこと